

司法書士に聞いてみよう!

28

無料相談 ☎

Q 半年前に、弟の住んでいた市の市役所の人から弟が死亡したという連絡をもらいました。弟とは、数十年前から連絡を取っていなかったため、どのような生活をしていたか知りませんでした。弟に財産らしきものが無かったため、相続の手続きをせずにきました。

先日、亡くなった弟の借金の督促の通知が届きました。支払わないといけなのでしょうか。

A 弟さんは、結婚してなくて子どももない、両親も先に亡くなっているという事で、あなたを含めた兄弟姉妹が相続人となります。

亡くなった方に借金しかないような場合は、相続放棄をすることができますが、相続放棄は「自己のために相続のあったことを知ってから3カ月以内」にすることが必要です。

あなたは、市役所の人からの連絡で半年前に弟さんの死亡と相続人であることを知ったので、その知った時から計算すると3カ月は経過しているため、相続放棄ができません。

ただ今回のように、長年連絡を取り合っていなかったため、財産の調査に困難があったような場合は、3カ月経過後であっても相続放棄が認められる可能性もあります。一度、専門家に相談することをお勧めします。



(新潟県司法書士会上越支部)

※このQ&Aは市(市民相談センター、☎025-526-5111)と司法書士会上越支部が協働して、日常生活に係る法的な情報をお届けするものです。

各種無料相談

無料相談 ☎

予約が必要な相談があります。詳しくは、各問合せ先に問い合わせてください。

相談の種類	とき・ところ	予約	予約・問合せ	備考
新潟県高齢者総合相談センターの相談窓口	○一般相談=月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) ○法律相談=11月5日④、11日⑤、18日⑥、25日⑦の午後1時30分～4時 ※相談会場は、いずれも新潟県高齢者総合相談センター(新潟市中央区上所2、ユニゾンプラザ内)	○(法律相談のみ)	新潟県高齢者総合相談センター(☎025-285-4165)	相談方法は電話または面談
税務相談会	11月6日④、20日⑤午前10時～正午・関東信越税理士会高田支部(本町5)	○	関東信越税理士会高田支部事務局(☎025-523-6557)	税に関する相談会
上越地域若者サポートステーション出張相談会	○11月6日④午後1時～4時・はくとぴあ中郷 ○11月7日⑤午後2時～4時・ハローワーク上越	○	上越地域若者サポートステーション(☎025-524-3185)へ	15歳から39歳までの就労に悩む人やその家族が対象です。予約は前日午後5時まで
弁護士による法律相談	11月7日⑥午前10時～正午・板倉商工会館	○	板倉商工会(☎0255-78-2117)	弁護士による、中小企業者を対象とする無料法律相談。1件30分程度
三和区で巡回オンブズパーソン	11月7日⑥午後0時30分～3時30分・三和地区公民館	—	オンブズパーソン事務局(市民プラザ2階、☎025-527-3333)	オンブズパーソンが、市政のことであなたのご意見や苦情などをお聴きします
特設人権相談所	11月9日④午前9時～正午・ユートピアくびき希望館	—	新潟地方法務局上越支局(☎025-525-4163)	家庭内の問題、近隣間のもめごとや名誉棄損、いじめなどの人権問題の相談

こちらは有料広告欄です